

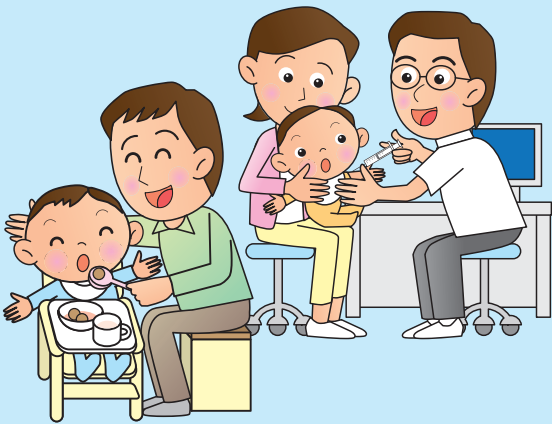
こ けん り 子どもの権利ってなんだろう

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか？ 世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。戦争に巻きこまれてしまったり、防げる病気で命をうしなってしまったり、つらい仕事で1日が終わってしまったり…世界には厳しいらしをしている子どもたちがいます。

子どもの権利条約は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。

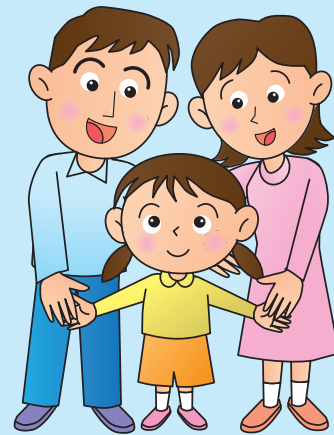
子どもの権利条約には、54の条文があり、この条約の基本的な考え方（原則）は、次の4つで表されています。

いのち まも せいちょう 命を守られ成長できること



すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こ もっと 子どもにとって最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

い けん ひょうめい さん か 意見を表明し参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

さ べつ 差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約の一部を紹介します

第1条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第9条 親と引き離されない権利 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第12条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第16条 プライバシー・名誉の保護 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第19条 あらゆる暴力からの保護 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第23条 障がいのある子ども 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第28条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

出典：『子どもの権利条約カードブック』（公財）日本ユニセフ協会発行 および（公財）日本ユニセフ協会ホームページより

もっと知りたいことがあったら…

皆さん、児童の権利条約に示された自分の権利を大切にしてください。そして、同じようにほかの人の権利も大切にしてください。全ての人は同じように大切にされなければならないということが、人権という考えの基本だからです。そして、大人になったときに、その実現のために何をすべきが考えてみてください。もっと知りたい人は、下記ホームページを参考にしてください。

日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」 <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

児童の権利に関する条約の各国語訳URL <https://boes.org/multilingual/>

* 日本については、1994年5月22日に児童の権利に関する条約の効力が発生しています。

静岡県は、こどもや若者のみなさんの意見を大切にします。